

社会福祉法人久山町社会福祉協議会  
マイクロバス貸出事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人久山町社会福祉協議会（以下「本会」という。）が実施するマイクロバス（以下「バス」という。）貸出事業について必要な事項を定め、久山町の福祉団体等の健全育成と地域福祉活動の活性化を図ることを目的とする。

(利用団体)

第2条 バスを利用できる団体は、別表1のとおりとする。

(利用目的)

第3条 バスは、福祉活動及び福祉に関する研修等の学習のため及び団体内や他団地との交流を目的とする場合に利用できるものとする。

(運行日等)

第4条 バスの運行日数は、予算の範囲内で定め、原則として、12月29日から1月3日の間は運行しない。

2 バスの運行時間は、午前8時30分から午後5時までとする。ただし、研修や他市町村福祉団体等との交流の場合は、この限りではない。

3 1日単位の利用とし、福岡県内又は片道100キロメートル以内とする。

4 やむを得ない理由で、本会会長が認めた場合はこの限りではない。

(利用申請)

第5条 バスの利用申請は、利用希望日の3ヶ月（90日）前までに、マイクロバス貸出事業利用申請書（以下「申請書」という。）（様式1）により申請するものとする。

2 前項の規定により利用許可を受けた団体等は、利用する2週間前までに利用者名簿（様式2）を提出しなければならない。

3 利用許可後においても、気象条件や交通事情、運行内容によっては、利用許可の取り消し又は運行を中止することがある。

4 目的地、運行予定、利用者等に変更がある場合は、すみやかに本会へ連絡しなければならない。

(遵守事項)

第6条 前条の規定により、バスの利用許可を受けた福祉団体等の責任者は、その運行について万全の注意をはらうものとし、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 利用責任者は、バスに乗車する者の人数、氏名、健康状態を把握しておくこと。

(2) バスの利用による、営利的行為を行わないこと。

(3) バスの利用後は、利用者の責任において車内を清掃し、ゴミ等を持ち帰るものとする。

(利用経費の負担)

第7条 バスの利用に関する経費負担は、次のとおりとする。

(1) 運営協力費として、半日（3時間30分以内）5,000円、1日10,000円を支払う。

(2) 有料道路通行料金、有料駐車場使用料及びその他車両利用中の必要な経費は、当該団体等

において負担するものとする。

(損害賠償)

第8条 バス利用中の事故により生じた対人、対物、同乗者に対する損害賠償については、自動車損害賠償責任保険の他、任意の自動車保険の範囲内での補償とし、他は一切認めないものとする。

2 利用許可団体がこの要綱に定める内容に反し、負傷、死亡した時は、利用許可団体の責任とする。

3 利用許可団体の責に帰すべき事由により、車両を破損した時は、弁済責任を負うものとする。

(利用者の安全確保)

第9条 バスを利用する者は、自身の安全確保のため、必ずシートベルトを着用しなければならない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年9月15日から施行する。

別表 1

## 車両を利用できる団体等

区 分	団 体 名
社会福祉団体	(1) 地域サロン (2) 久山町ボランティア連絡協議会 (3) つくしんぼうの会 (4) 久山町シニアクラブ連合会 (5) 久山町手話の会 (6) 町内福祉施設（社会福祉協議会含む）
行政・議会等	(1) 久山町役場 (2) 久山町議会 (3) 久山町教育委員会 (4) 久山町行政区長会 (5) 各行政区 (6) 久山町民生委員・児童委員
その他	(1) 久山町遺族会 (2) 久山町文化協会 (3) 久山町子ども会育成会連絡協議会 その他会長が認めた団体

様式 2

利用者名簿〔利用する 2 週間前までにご提出ください。( 月 日)〕

利用予定日時 (令和 年 月 日 時 分～ 時 分予定)

	乗車する人の氏名	緊急時連絡先	連絡先電話番号	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				

\* 連絡先は、緊急時に連絡がつく番号をご記入ください。

\* マイクロバス：28 人（うち補助席 6）乗り、小型バス：25 人乗り